

## 宮城県公報

行 城 県  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 訓 令 甲

○食品衛生法等取扱規程の一部を改正する訓令

(食と暮らしの安全推進課)

一

ページ

## 訓 令 甲

○宮城県訓令甲第三十三号

食品衛生法等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 食品衛生法等取扱規程の一部を改正する訓令

食品衛生法等取扱規程(昭和二十九年宮城県訓令甲第七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第六十七条第一項」を「第六十七条」に改める。

第二条第一項中「第五十二条第三項」を「第五十五条第三項」に改め、同項第一号中「別表第四」

を「別表第二から別表第四まで」に改め、同項第二号中「場合」の下に「(条例別表第三第一号口又

は同表第四号へに掲げる施設基準に該当する場合を除く。)」を加える。

第三条の見出し中「許可指令」を「許可」に改め、同条第一項中「指令書」を「許可証又は不許可

指令書」に改め、同条第二項中「許可指令書」を「許可証」に改める。

第四条第一項中「許可」の下に「及び届出の受理」を加え、同条第二項第一号中「許可業種」を「施

設及び営業の種類」に、「管理番号」を「許可番号又は届出番号」に改め、同項第三号中「第五条第

一項」を「第八条第一項」に、「第六十七条第二項」を「第六十七条」に改め、同項第四号中「又は」

を「、」に、「第七十一条まで」を「第七十条まで又は第七十一条」に改める。

第五条の見出し中「営業設備の概要」を「施設の構造及び設備を示す図面」に改め、同条中「第六

十七条第一項第五号」を「第六十七条第五号」に、「とは」の下に「施設の構造及び」を加える。

第六条第一項中「第五十四条、第五十五条第一項又は第五十六条」を「第五十九条、第六十条第一

項又は第六十一条」に改める。

第七条第一号中「第九条、第十条、第十一条第二項」を「第八条第一項、第十条から第十二条まで、

第十三条第二項」に改め、「第十八条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「若しくは第五十条

第三項」を「、第五十条第二項、第五十一条第二項、第五十二条第二項若しくは第五十三条第一項」

に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に、「第五十一条」を「第五十四条」に、「第五十二条第三項」

を「第五十五条第三項」に改め、同条第二号中「第五十二条第二項第一号又は第三号」を「第五十五

条第二項第一号又は第三号」に改め、同条第四号中「第五十二条第三項」を「第五十五条第三項」に

改める。

第八条第一号中「第五十条第三項」を「第八条第一項、第五十条第二項、第五十一条第二項、第五

十二条第二項又は第五十三条第一項」に改め、同条第三号イ中「第十一条第二項若しくは第三項、第

十八条第二項」を「第十三条第二項若しくは第三項、第十八条第二項若しくは第三項」に改め、同号

ロ中「第五十一条」を「第五十四条」に、「第五十二条第三項」を「第五十五条第三項」に改め、同

条第四号イ中「第九条、第十条」を「第十条から第十二条まで」に改め、同号ロ中「第八条第一項」

を「第九条第一項」に改める。

第十二条を削る。

第十三条の見出し中「営業許可継続者」を「営業許可更新者」に改め、同条第一項中「省令第六十

七条第二項の」を削り、「十四日前までに」の下に「営業許可の更新を」を加え、同条を第十二条と

する。

第十四条中「第八条第二号」を「第四条第二号」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条を第十四条とする。

第十六条第一項中「第五十八条第一項」を「第六十三条第一項」に改め、同条を第十五条とする。

様式第一号中「**略**」を「**略**」に、

様式第一号中「**略**」を「**略**」に、

食品営業施設について調査したところ、下記のとおりです。

調 査 項 目						
	適	否	適	否	適	否
1 施設は適当な位置にあり、使用目的に適した大きさ及び構造か						
2 床、壁、天井は、清掃しやすい構造・材質であるか、施設内の採光、照明及び換気は十分か						
3 施設内に適当な手洗い設備及びその他の洗浄設備があるか						
4 食品を取り扱う場所の周囲は清掃しやすい構造で、かつ適度な勾配があり、適切に排水できるか						
5 食品の種類及びその取扱いは十分に十分な大きさ及び数の設備、機械器具があるか						
6 動かし難い設備、機械器具は、食品の移動を最小限度にするよう適当な場所に配置されているか						
7 設備、機械器具は、容易に清掃できる構造か						
8 機械器具を衛生的に保管する設備があるか						
9 機械器具は常に適正に使用できるよう整備されているか						
10 食品を加熱、冷却又は保管するための設備は、適当な温度又は圧力の調節設備があり、かつ常に使用できる状態に整備されているか						
11 給水設備は適当な位置及び構造で、飲用適の水を供給できるか。使用水の管理は適切に行われているか						
12 便所は衛生的な構造で、常に清潔に管理されているか						
13 廃棄物及び排水は適切に処理されているか、廃棄物の保管場所は適切に管理されているか						
施設が条例第4条の基準に適するか否かについての意見						
条例第4条ただし書の規定により食品衛生上支障ないものと認めます。		適	否	適	否	適
食品衛生監視員の氏名						

食品営業施設について調査したところ、下記のとおりです。					
調 査 項 目		調査日：	・	・	調査日：
1	食品衛生法施行条例別表第2各号に掲げる基準に適合しているか。	適	・	否	適
2	同別表第3各号に掲げる営業ごとの基準に適合しているか。	適	・	否	適
3	同別表第4各号に掲げる生食用食肉又はふぐの取扱いに係る基準に適合しているか。	適	・	否	適
施設が条例第3条の基準に適するか否かについての意見 条例第3条ただし書の規定により食品衛生上支障ないものと認めます。		適	・	否	適
食品衛生監視員の氏名					

ご署名。

様式第一号を次のようにご署名。



